

四日市市告示第 5 6 号

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 4 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱（平成 2 0 年四日市市告示第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第 1

片道距離区分		日額
1 キロ以上	2 キロ未満	3 8 円
2 キロ以上	5 キロ未満	9 5 円
5 キロ以上	1 0 キロ未満	<u>2 0 0 円</u>
1 0 キロ以上	1 5 キロ未満	<u>3 3 8 円</u>
1 5 キロ以上	2 0 キロ未満	<u>4 7 6 円</u>
2 0 キロ以上	2 5 キロ未満	<u>6 1 4 円</u>
2 5 キロ以上	3 0 キロ未満	<u>7 5 2 円</u>
3 0 キロ以上	3 5 キロ未満	<u>8 9 0 円</u>
3 5 キロ以上	4 0 キロ未満	<u>1, 0 2 8 円</u>
4 0 キロ以上	4 5 キロ未満	<u>1, 1 6 1 円</u>
4 5 キロ以上	5 0 キロ未満	<u>1, 2 4 7 円</u>
5 0 キロ以上	5 5 キロ未満	<u>1, 3 3 3 円</u>
5 5 キロ以上	6 0 キロ未満	<u>1, 4 1 9 円</u>
6 0 キロ以上		<u>1, 5 0 4 円</u>

（注）距離は、市長が認めた経路を測定したものとする。距離が 5 0 0 メートル以上の場合は、1 キロ未満の端数を四捨五入してキロ単位で距離を認定する。経路の長さが 5 0 0 メートル未満の場合は、日額を 1 0 円として認定する。

改正前

別表第 1

片道距離区分		日額
1 キロ以上	2 キロ未満	3 8 円
2 キロ以上	5 キロ未満	9 5 円
5 キロ以上	1 0 キロ未満	<u>1 9 5 円</u>
1 0 キロ以上	1 5 キロ未満	<u>3 0 9 円</u>
1 5 キロ以上	2 0 キロ未満	<u>4 2 3 円</u>
2 0 キロ以上	2 5 キロ未満	<u>5 3 8 円</u>
2 5 キロ以上	3 0 キロ未満	<u>6 5 2 円</u>
3 0 キロ以上	3 5 キロ未満	<u>7 6 6 円</u>
3 5 キロ以上	4 0 キロ未満	<u>8 8 0 円</u>
4 0 キロ以上	4 5 キロ未満	<u>9 9 5 円</u>
4 5 キロ以上	5 0 キロ未満	<u>1, 0 3 8 円</u>
5 0 キロ以上	5 5 キロ未満	<u>1, 0 8 0 円</u>
5 5 キロ以上	6 0 キロ未満	<u>1, 1 2 3 円</u>
6 0 キロ以上		<u>1, 1 6 6 円</u>

(注) 距離は、市長が認めた経路を測定したものとする。距離が500メートル以上の場合は、1キロ未満の端数を四捨五入してキロ単位で距離を認定する。経路の長さが500メートル未満の場合は、日額を10円として認定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の通所に要した費用に係る助成から適用し、同日前の通所に要した費用に係る助成は、なお従前の例による。

(健康福祉部障害福祉課)